

## 建設工事に係る入札・契約制度の改善項目（H27年4月実施分）

### 1. 県発注工事における社会保険未加入業者の入札参加の排除

社会保険未加入業者については県発注工事の入札参加を認めないこととする。

(実施時期)

(1) 資格者名簿への登載	認めないこととする。	平成28年4月(次期名簿)からの実施
(2) 県発注工事の入札への参加	認めないこととする。	平成27年4月からの実施
(3) 県発注工事の施工	認めないこととする。	
	①元請業者	平成27年4月からの実施
	②下請業者	社会保険未加入対策の進ちょく状況を踏まえ段階的に実施していく

### 2. 入札における工事費内訳書提出義務化への対応

工事費内訳書について、すべての入札案件において提出を求め、提出がない場合の他、記載内容等に不備がある場合には、入札を無効とする。

### 3. 予定価格事後公表の拡大

予定価格事後公表の適用範囲を拡大し、対象案件を5000万円以上の工事とする。

【参考】<予定価格の公表、工事費内訳書の提出等>

	1億円以上	1億円未満 5000万円以上	5000万円未満
工事費内訳書	提出	提出	不要→提出
予定価格の公表	事後公表	事前→事後公表	事前公表

### 4. 県内中小企業の受注機会確保の強化

以下の内容を建設工事請負契約約款において規定する。

- 1 下請業者を使用する場合は、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- 2 工事材料及び工事に伴う物品、役務の調達に当たっては、県内に本店を有する者の中から選定するよう努めなければならない。
- 3 調達する工事材料は、県内生産品とするよう努めなければならない。

### 5. 低入札調査基準価格(又は最低制限価格)の算定方式の変更

#### (1) 電気通信工事に係る「機器単体費」の取扱いを変更

電気通信工事において、機器単体費が工事価格に含まれている場合の調査基準価格又は最低制限価格の計算方法を変更し、国の算定方法に準拠させる。

【参考】国の算定方法

電気通信工事に係る機器単体費を一定割合(6:1:2:1)に分割し、それぞれ「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費等」に計上し、調査基準価格を算定

#### (2) 端数処理の変更

調査基準価格及び最低制限価格算定の各段階で端数処理を行う方法に変更する。

【参考】建設工事の場合 (端数処理の取扱)

- ①直接工事費の100分の95の額 1円未満切り捨て
- ②共通仮設費の100分の90の額 1円未満切り捨て
- ③現場管理費の100分の80の額 1円未満切り捨て
- ④一般管理費等の100分の55の額 1円未満切り捨て
- ⑤=①～④の合計 1,000円未満切り捨て
- ⑥調査基準価格(又は最低制限価格)=⑤×1.08 \*1円未満の端数は生じない。
- ⑦=⑥÷1.08 \*1円未満の端数は生じない。⑦が入札書比較価格となる。